「

当期税額基準額の計算	令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合	(7) > 8 % 又は (7) > 9.4 % の場合
		(9) > 10 % の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て） （0.1を超える場合は0.1）
		基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 （別表六（十一）「11」）
	当期税額基準額	((14)＋(別表六（十二の二）「９」))×((15)、(0.25＋(16)) 又は0.25)＋(17))
当期税額控除可能額		((13)と(18)のうち少ない金額) 又は (別表六（九）付表「24」、「27」又は「29」)
調整前法人税額超過構成額		（別表六（六）「７の②」）

」を

「

当期税額基準額の計算	令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合	(7) > 9.4 % の場合
		(9) > 10 % の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て） （0.1を超える場合は0.1）
		基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 （別表六（十二）「11」）
	当期税額基準額	((14)＋(別表六（十五）「９」))×((15)、(0.25＋(16)) 又は0.25)＋(17))
当期税額控除可能額		((13)と(18)のうち少ない金額) 又は (別表六（十）付表「24」、「27」又は「29」)
調整前法人税額超過構成額		（別表六（六）「８の②」）

」に改め、同表の記載整備第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、同第11号及び第四号を削り、同第五号中「「当期税額控除可能額 (13)と(18)のうち少ない金額) 又は (別表六（九）付表「24」、「27」又は「29」) (19)」」を「「当期税額控除可能額 (13)と(18)のうち少ない金額) 又は (別表六（十）付表「24」、「27」又は「29」) (19)」」に、「「又は (別表六（九）付表「24」」を「「又は (別表六（十）付表「24」」に改め、同号を同第11号とし、同表を別表六十とする。